

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	機船底びき網漁業	3.2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：33隻）	15トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	最大高潮時海岸線上福井、京都府県界から正北の線と、福井、石川県界の大聖寺川河口中央点から北西の線との両線間における海域。 （6月1日から6月30日までは、大飯郡鋸埼突端から正北の線以西の海域を除く。） ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井市安島埼突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡飯干碕突端とを結ぶ線との交点 (4)前号後段の線と、三方上中郡常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5)前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点 (6)坂井市安島埼突端から西3海里の点 (7)石川県羽咋市滝埼突端	9月1日から翌年6月30日まで	福井県に住所を置く者
		9（許可または起業の認可を受けている船舶の数：9隻）			坂井市安島崎から真方位260度の線以北の福井県沖合海域 ただし、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域を除く。 (1)京都府舞鶴市沖の島北端 (2)前号の点と三方上中郡常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸埼突端と坂井市安島埼突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3)前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡干飯埼突端とを結ぶ線との交点 (4)前号後段の線と、三方上中郡常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5)前号後段の線を北に延長した線と、第2号後段の線との交点 (6)坂井市安島埼突端から西3海里の点 (7)石川県羽咋市滝埼突端 （6月1日から6月30日までは、大飯郡鋸埼突端から正北の線以西の海域を除く。）	9月1日から翌年6月30日まで	石川県に住所を置く者
		（略）			（略）	（略）	京都府に住所を置く者